

文京区補助金等チェックシート

所属 男女協働子育て支援部児童青少年課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区民間学童クラブ施設整備事業補助金								
根拠規定等	文京区民間学童クラブ施設整備事業補助金交付要綱								
創設年月	平成	25	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	1年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業		中事業		実施計画事業番号	
	5 民生費	4 児童館福祉費	3 児童館費	6 民間学童保育事業		1 民間学童保育事業		30	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	既存の育成室運営では対応できない時間延長や一時受入れ等の保育ニーズに対応するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者に経費の一部を補助する。										
補助事業等の内容	区が定める要綱の基準を満たす民間学童クラブを設置する事業者に対し、開設に係る費用の一部を補助する。										
補助対象経費の内容	(1) 既存施設の改修、設備の設置及び修繕、備品の購入、工事等に要する経費 (2) 学校110番の設置に要する経費										
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他										
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 区が定める要綱の基準を満たす民間学童クラブを設置する事業者										
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)										
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他										
	[その他の場合は具体的に記入] <設置・修繕等に関する経費への補助> 700万円までは、区1/3・国1/3・都1/3の負担割合、700万を超える部分は区1/4・都1/4分の負担割合で補助(残り1/2は事業者負担) <学校110番設置に関する補助> 全額補助(上限30万円)										
〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕											
公募の状況											
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()										
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	1/3、1/4	国	1/3	都	1/3、1/4 10/10	補助対象者	1/2
			上乗せの内容・理由								

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	既存の育成室では対応できない時間延長や一時受入れ等の保育ニーズに対応することができる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	実施計画及び「『文の京』ハートフルプラン」における計画事業である。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	既存の育成室では対応できない保育ニーズに対応するため、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	開設に係る経費が負担となり、民間事業者が開設を断念することにつながる可能性がある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	補助要件に該当すれば、特定の事業者に限定することなく公平に申請を受ける。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	補助条件を満たす事業者は補助対象となる。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	多様化する保育ニーズに対応できる民間事業者を誘致するため、補助金が最も効果的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	補助金の交付によって開設費用を抑えることにより、民間事業者の誘致につながる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	民間事業者を誘致することにより、多様なニーズへの対応が可能となり、待機児童解消にもつながる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	B	対象は学童クラブ利用者に限られる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	抵触していない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助事業者への財政的支援により、設備や備品の充実等、保育サービスの向上につながる。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	補助事業者の実績報告時に内容を確認する。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	-			
決算(予算)額	-	0	0	0
国庫支出金				
都支出金				
その他				
一般財源		0	0	0
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

保育時間の延長等のニーズは依然として高く、引き続き民間事業者の誘致を行っていく。また、開設後の運営費補助についても検討を進める必要がある。